

本号で公布された条例のあらまし

◇外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例（平成22年香川県条例第40号）

- 1 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和62年法律第78号）第7条の規定により定める派遣職員の給与の支給について、基準とすべき国の派遣職員に関する事項が改正されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県職業能力開発校条例の一部を改正する条例（平成22年香川県条例第41号）

- 1 香川県立高松高等技術学校及び香川県立丸亀高等技術学校を再編整備し、一体的な運営を行うため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成23年4月1日から施行することとした。

◇指導教諭の設置に伴う関係条例の整備に関する条例（平成22年香川県条例第42号）

- 1 実務経験の豊富な熟練教員の優れた指導力を主として若年教員に継承し、教員の資質の維持向上を図るため、市町立の小学校に指導教諭を置くことに伴い、関係条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 平成23年4月1日から施行することとした。

◇風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（平成22年香川県条例第43号）

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）が一部改正され、店舗型性風俗特殊営業として規制する営業にいわゆる出会い系喫茶営業が追加されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成23年1月1日から施行することとした。

◇香川県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金条例（平成22年香川県条例第44号）

- 1 国の経済危機対策として交付される子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金を受け入れ、子宮頸がん等に係る予防接種を促進することにより、女性や乳幼児が健康で安心して暮らすことのできる社会の実現に資するための基金を設置するため、この条例を制定することとした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（平成22年香川県条例第45号）

- 1 国の経済危機対策として追加交付される介護基盤緊急整備等臨時特例交付金を受け入れることに伴い、香川県介護基盤緊急整備等臨時特例基金の対象事業に自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備を整備する事業を追加するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県妊婦健康診査臨時特例基金条例の一部を改正する条例（平成22年香川県条例第46号）

- 1 国の経済危機対策として追加交付される妊婦健康診査臨時特例交付金を受け入れることに伴い、香川県妊婦健康診査臨時特例基金の設置期限を平成24年12

月31日まで延長するため、所要の改正を行うこととした。

2 公布の日から施行することとした。

◇香川県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例（平成22年香川県条例第47号）

1 国の経済危機対策として追加交付される緊急雇用創出事業臨時特例交付金を受け入れることに伴い、香川県緊急雇用創出基金の設置期限を平成25年12月31日まで延長するため、所要の改正を行うこととした。

2 公布の日から施行することとした。